

計画変更について（留意事項）

認定基本計画の変更については、「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」P 4～5に記載。

◆変更とは

変更とは、新規事業の追加や既存事業に関する事項に計画どおりに実施できない状況が生じ、認定基本計画の変更を行うことです。

認定基本計画の推進に伴う様々な理由により、事業（事業名・事業内容・実施時期・実施主体・必要性・支援措置など）の追加・変更が生じた際は、内閣総理大臣による変更の認定が必要となります。

※軽微な変更を除く（軽微な変更についても、届出は必要です。軽微な変更にあたるかどうかは、お問い合わせ下さい）。

また、経済産業省が所管する戦略補助金など、認定と連携した支援措置を活用する場合（活用している場合）においては、支援措置の活用に伴い計画の変更を要する場合がございますので、ご注意下さい。

※計画中、4章～8章の「事業に関する事項」以外の変更については、変更を要するかどうか、個別事案毎に検討致します。

※「事業に関する事項」の変更につきましても、変更する内容によっては、変更理由等を聴取の上、変更認定を行うかどうか判断致します。

◆変更認定の時期について

変更申請は、計画変更が必要となる戦略補助金の公募時期や都市再生整備計画（社会資本総合整備計画）の変更に合わせて行いますが、各自治体におかれましては、日頃から事業の推進や進捗状況の管理、フォローアップを行う中で、計画変更を要するかどうかの検討を行っていただき、適宜、各省との事業調整を行い、変更申請に備えていただきますようお願い致します。

例年どおりですと、5～6月申請（7月認定）

9～10月申請（11月認定）

1～2月申請（3月認定）の年3回です。

※変更スケジュールについては、変わることがございます。

※申請日より3ヶ月以内に変更認定となります。

◆協議会への意見聴取等について

認定基本計画の変更については、中活協議会が組織されている場合には、変更の内容（基本計画に定める事項）について、意見を聴かなければならないとされておりませんが（法第11条）、協議会への意見聴取の方法、タイミング等については、定めておりませんので、各自治体で適切にご対応下さい。

◆変更申請後の差替えについて（あまり想定はしておりませんが）

申請後については、計画中、(1)、(2)①、(2)②に位置づけた事業については、原則、修正（差替え）できません。

その他については、場合により変更申請後の修正（差替え）を認めることは可能です。

- (1) 法に定める特別の措置に関する事業、
- (2)① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業
- (2)② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
- (4) 国の支援がないその他の事業

※申請時の内容にて各省への同意協議を行います。その為、変更申請受付けの前に、各省との事前協議を行っており、実質的には、事前協議の段階において修正、差替え等を行っていただいております。

◆各省地方支分部局との調整について

計画中、(1)、(2)①、(2)②に位置づけられている（新たに位置付ける事業を含む）事業に関する事項の変更については、勿論、地方支分部局との調整が必要です。未調整のものについては、十分調整を行っていただきますようお願い致します。

変更予定登録（報告）については、既に調整済の案件、現在調整中の案件、これから具体的に調整に入る案件を記載して下さい。

◆変更となるか不確定の事業について

計画中、(1)、(2)①、(2)②に位置づけられている（新たに位置付ける事業を含む）事業で、これから各省との協議を検討するなど、今のところ変更となるかどうか「不確定」という事業につきましては、一旦、変更予定登録（報告）に含めていただき、後から変更予定登録（報告）を修正する（変更を見送る）ことも可能です。（事前協議の段階で、各省から修正、見送りの指示が出される場合もございます。）

変更予定登録（報告）は、最終的な変更案件を決めるものではありませんので、

報告後も変更を要するかどうかの掘り起こしを引き続き行っていただき、新旧対照表(案)の提出までの間、随時、追加・修正・見送り等の連絡をいただければと存じます。

◆新旧対照表(案)の作成、各省との事前協議について

新旧対照表(案)を提出していただいた後に、各省との事前協議に入りますが、変更内容については、計画への記載ぶりを含めて、各地方支分部局と十分な調整をとっていただく必要があります、その上で、新旧対照表(案)を作成して下さい。

◆(3)(4)に位置づけた事業について

計画中(3)(4)に位置づけた(新たに位置づける)事業のみの変更については、特段、変更予定登録(報告)は必要ありません。但し、変更は必要となりますので、どのタイミングで変更を行なうか、当室の担当者でご相談の上、変更を行って下さい。

(4)から(2)への変更は、変更予定登録(報告)は必要です。

※既に基本計画で(2)に位置づけられ、戦略補助金に応募予定の案件については、変更予定登録(報告)の必要はありません。但し、応募予定の内容と変わっている場合は、変更が必要となりますので、変更予定登録(報告)を行っていただく必要がございます。

※先に見送りになった案件や既に連絡をいただいている案件につきましても、取り纏めの都度、変更予定登録(報告)を願います。

◆変更予定登録(報告)対象事業について

対象となる関係省庁の事業については、その都度、連絡を行っております。場合によっては、「経産省関連事業のみ」、「国交省関連事業のみ」と、運用上、変更スケジュールを切り分けて実施しておりますのでご了承下さい。

変更予定登録(報告)を行った内容については、新旧対照表を作成し、提出に備えて下さい。新旧対照表の提出期限については、別途、連絡を致します。

重 要

今般の認定基本計画の変更において、自治体としての説明を要する事案が見受けられましたので、以下の点、ご注意願います。

◆ 「事業の遅れ」などによる事業の実施時期の変更等について

「事業の遅れ」や「事業の頓挫」については、認定申請マニュアルに記載の変更の検討を要する事案になっております。

(マニュアル抜粋 P4～5)

5. 認定基本計画の変更

特に、以下のような場合には、報告を行う必要があり、計画の変更を検討し、必要な場合には、変更の認定申請を行わなければならない。変更の認定申請が行われない場合には、認定の取消しの手続きに入ることがある。

- ・ 認定基本計画に記載された個々の事業又は措置が、認定基本計画どおりに実施できない状況が生じたとき。

変更の内容としては、「実施期間の変更」や「事業の削除」、「(2)→(4)」といった変更を検討し、当室に報告してこられますが、数値目標の積み上げに係る事業の場合、単純にそのような変更を認めておりません。

数値目標の積み上げに係る事業の場合、「事業の遅れ」「事業の頓挫」＝「計画終了時に事業の効果が反映されない」という可能性があり、すなわち、場合によっては、現時点で認定基本計画自体が頓挫したことを意味します。

単純にその様な変更を行うということは、数値目標を達成できないことや頓挫したことを宣言するものでしかなく、変更による何の効果もありません。

このような場合、数値目標の達成に資する新たな事業追加などを検討していただく必要があり、変更の理由、目標達成の見通し及び今後の対策を含めて、自治体としてきちんと説明責任を果たしていただく必要がございます。

変更は、単に事業の遅れに合わせて計画を修正すれば良いというものではなく、安易に「遅れています」だけでは、説明不十分となりますので、ご注意下さい。

変更は、「目標」を達成する為の手法であり、認定基本計画においては、変更によっても、「認定」状態を維持していただかなければなりません。変更についても、新規認定と同様に総理大臣認定です。認定状態を維持できないような変更は、認定できないということであり、厳密に言えば、取消しの対象となりま

す。

計画に記載されている事業については、「円滑かつ確実に実施されることが見込まれ」認定されたものであり、認定前にその事象が発生していれば、認定されていないような事象は、認定取消しの対象となりうることをお忘れ無く。

◆数値目標の変更（下方修正）について

原則として、数値目標の変更（下方修正）は認めておりません。

計画上、数値目標は実施する事業の効果を定量的に測るひとつの尺度として位置づけられたものであり、設定に当たっては、自治体が認識する活性化の到達点を、精査された具体的な数値として表現されたものとなっております。

つまり、自治体が自らの判断により、ある一定の到達点を宣言したものであり、中心市街地の活性化が実現できる水準を絶対値として設定したものであると言えます。

従って、表面的な成果のみを追求することを主眼とした数値の変更は、活性化の水準を変更することにほかならず、安易に認められるものではございません。

内的な要因（例：事業の中断等）はもとより、外的要因（例：景気の悪化等）により、その達成が困難になったとしても、自治体に求められることは、まずは目標値の変更ではなく、代替の手段等により、当初設定した一定の活性化の水準を満たすべく、努力していくことです。

いずれも、個別具体的なお相談について、検討を妨げるものではございませんので、当室担当者までご相談下さい。

事務連絡
平成22年6月21日

中心市街地活性化基本計画認定市
中心市街地活性化担当課長 殿
社会資本整備総合交付金担当課長 殿

内閣府 地域活性化推進担当室
国土交通省 都市・地域整備局
まちづくり推進課

中心市街地活性化に係る認定基本計画における 社会資本整備総合交付金の記述について

日頃から、中心市街地活性化施策の推進にご理解、ご協力賜りありがとうございます。
さて、社会資本整備総合交付金（以下「新交付金」という。）の創設に伴い、新交付金の交付要綱等を国土交通事務次官より都道府県知事を通じ（政令市は除く）、貴市にお知らせしているところです。

新交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を、一部を除き^注原則一括化し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として創設したものです。

この度、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年6月3日法律第92号）第9条に基づき内閣総理大臣の認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）における新交付金の記述を下記のとおり取り扱うこととしましたので、お手数ですが、ご協力方よろしくお願いいたします。

記

認定基本計画の記述について

認定基本計画には、事業ごとに国の支援措置が記述されているところですが、国土交通省の予算による支援措置の大半については、今年度分より新交付金により措置されているところです。

このため、従来の国の支援措置の記述が、新交付金による予算措置と整合していないことから誤解を招きやすいので、平成22年4月1日以降に基本計画の変更（国土交通省の所管する支援措置に係る事業以外の変更も含む）を予定されている場合は、新交付金に係る従来の国の支援措置の記述を変更していただきますようお願いいたします。

なお、平成22年3月31日以前に認定基本計画に位置付けられている事業が終了している場合は、変更していただく必要はありません。

注）過年度の国庫債務負担行為の歳出分及び補助率差額、特に規模が大きな事業であって国が個別に助成の有無を判断すべきもの（空港、地域高規格道路、ダム、大型岸壁等の整備）、事前に計画しておくことが困難な災害対応のための経費、家賃補助・調査費補助・国有資産所在市町村交付金等社会資本整備のための補助金ではないもの等

（認定に関する問合せ先）

内閣府 地域活性化推進室 中村（：03-5510-2338）

（新交付金の記述に関する問合せ先）

国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課 中心市街地活性化係 伊神
（：03-5253-8406）

(参考資料)

認定基本計画の支援措置の記述について

認定基本計画の支援措置の記述は、社会資本整備総合交付金交付要綱附属編を参考に下記のとおり記述願います。

社会資本整備総合交付金交付要綱等アドレス http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_000899.htm

記

整備計画に位置付けられている事業の場合

基幹事業の記載例

社会資本整備総合交付金（ 事業 ）

には整備計画上の基幹事業名を記述して下さい。

(例) 従来 まちづくり交付金 今後 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）

関連事業（関連社会資本整備事業・効果促進事業）の記載例

社会資本整備総合交付金（ 事業と一体の効果促進事業 ）

には整備計画上の基幹事業名を記述して下さい。

(例) 社会資本整備総合交付金（道路事業と一体の効果促進事業）

特定計画に位置付けられている事業の場合

社会資本整備総合交付金（ 計画 ）

には特定計画名を記述して下さい。

(例) 従来 まちづくり交付金 今後 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）

従前の補助要綱等に準じる場合

社会資本整備総合交付金（ 事業 ）

には社会資本整備総合交付金交付要綱附属編の基幹事業に係る個別事業名を記述して下さい。

(例) 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）

個別補助金として残る場合

事業

独立行政法人都市再生機構、中心市街地活性化協議会等向けの事業については、 に従来通り該当する支援措置名を記述して下さい。

(例) 従来 暮らし・にぎわい再生事業 今後 暮らし・にぎわい再生事業

実施する事業が、社会資本整備総合交付金の交付によるものか、個別補助金によるものか不明な場合は、お手数ですが、各地方整備局等の事業担当課までお問い合わせ下さい。

(参考) 社会資本整備総合交付金交付要綱より抜粋

第15 雑則

1 この要綱の施行の際、現に国に提出されている第8第1項各号の計画事項に相当する事項を含む計画で次に掲げるもの（以下「特定計画」という。）については、当該計画の計画期間に限り、その提出をもって同項に規定する社会資本総合整備計画の提出とみなす。

一都市再生整備計画 二地域住宅計画 三広域活性化計画 四みなと振興計画 五地域活力基盤創造計画
六都市公園等統合補助事業計画 七都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画 八古都保存事業計画
九緑地保全等事業計画 十緑地環境整備事業計画 十一津波・高潮危機管理対策緊急事業計画
十二海岸耐震対策緊急事業計画 十三海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画

2 社会資本整備に関する地方公共団体等に対する国土交通省所管の従前の補助金や交付金により事業採択され、実施してきた事業（基幹事業に該当するものに限る。以下「従前の補助事業等」という。）であって、平成22年度も継続して行おうとするもの（以下「継続事業」という。）のうち、特定計画に位置付けられた交付対象事業以外のものについては、平成22年度予算に限り、第8第1項に規定する社会資本総合整備計画を国に提出しない場合であっても、従前の補助事業等に係る通知、要綱等（以下「旧要綱」という。）の内容や手続きに準じて社会資本整備総合交付金を交付できるものとする。